

定 款

公益社団法人 熊本県浄化槽協会

公益社団法人熊本県浄化槽協会定款

目 次

- 第 1 章 総則(第 1 条 - 第 2 条)
- 第 2 章 目的及び事業(第 3 条 - 第 4 条)
- 第 3 章 会員(第 5 条 - 第 10 条)
- 第 4 章 社員総会(第 11 条 - 第 22 条)
- 第 5 章 役員(第 23 条 - 第 30 条)
- 第 6 章 理事会(第 31 条 - 第 38 条)
- 第 7 章 支部(第 39 条)
- 第 8 章 常務会、常任委員会、専門委員会、支部長連絡会議及び法定検査会(第 40 条 - 第 44 条)
- 第 9 章 資産及び会計(第 45 条 - 第 49 条)
- 第 10 章 定款の変更及び解散(第 50 条 - 第 53 条)
- 第 11 章 公告の方法(第 54 条)
- 第 12 章 事務局(第 55 条 - 第 56 条)
- 第 13 章 補則(第 57 条 - 第 59 条)
- 附則

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人熊本県浄化槽協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を熊本県上益城郡嘉島町に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、浄化槽の水質検査に関する事業及び浄化槽の設計を含む製造(以下「製造」という。)、工事及び維持管理の適正化を図るとともに、浄化槽の普及の促進、浄化槽に関する技術の向上及び知識の啓発、調査研究並びに環境に係る測定分析、水環境保全活動への支援等を行い、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第 7 条及び第 11 条に規定する浄化槽の水質検査に関する事業
- (2) 浄化槽の製造、工事及び維持管理の適正化を図るための事業
- (3) 浄化槽の機能保証制度の推進
- (4) 浄化槽に関する各種講習会、研修会の開催及び浄化槽に関する知識の普及・啓発を図るための事業

- (5)浄化槽設備士及び浄化槽管理士の指導育成のための事業
 - (6)浄化槽整備事業の円滑な推進を図るための事業
 - (7)浄化槽に関する調査研究、相談及び助言
 - (8)浄化槽に関する情報の収集及び提供
 - (9)水質汚濁等に係る試験検査に関する事業
 - (10)水環境保全活動への支援事業
 - (11)その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、熊本県において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した浄化槽の製造、工事及び維持管理を行う個人又は団体
 - (2)特別会員 学識経験者などの職にあるもので、理事会において推薦された者
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、正会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1)この定款その他の規則に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3)第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき(特別会員を除く。)
- (4)その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)総会員が同意したとき。
- (2)当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分の承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、当該社員総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 基本財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第18条 正会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

- 2 前項の代理権の授与は、社員総会ごとにしなければならない。
- 3 第1項の正会員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、法令で定めるところにより、この法人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法令で定めるものをいう。以下同じ。)により提供することができる。この場合において、当該正会員又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。
- 4 正会員が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第39条第3項の承諾をした者である場合には、この法人は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。
- 5 この法人は、社員総会の日から3箇月間、代理権を証明する書面及び第3項の電磁的方法により提供された事項が記載された電磁的記録をその主たる事務所に備え置かななければならない。
- 6 正会員は、この法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。
 - (1) 代理権を証明する書面の閲覧又は謄写の請求
 - (2) 前項の電磁的記録に記載された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(書面による議決権の行使)

第19条 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法令で定める時までには当該記載をした議決権行使書面をこの法人に提出して行う。

- 2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。
- 3 この法人は、社員総会の日から3箇月間、第1項の規定により提出された議決権行使書面をその主たる事務所に備え置かななければならない。
- 4 正会員は、この法人の業務時間内は、いつでも、第1項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(電磁的方法による議決権の行使)

第20条 電磁的方法による議決権の行使は、法令で定めるところにより、この法人の承諾を得て、法令で定める時までには議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法によりこの法人に提供して行う。

- 2 正会員が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第39条第3項の承諾をした者である場合には、この法人は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。
- 3 第1項の規定により電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した正会員の

議決権の数に算入する。

- 4 この法人は、社員総会の日から3箇月間、第1項の規定により提供された事項を記録した電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
- 5 正会員は、この法人の業務時間内は、いつでも、前項の電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(議事録)

- 第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した会長は、前項の議事録に記名押印する。

(社員総会運営規則)

- 第22条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、別に定める社員総会運営規則による。

第5章 役員

(役員の設定)

- 第23条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 15名以上20名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長、1名を常務理事とする。
 - 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第24条 理事及び監事は、正会員及び特別会員の中から社員総会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
 - 4 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。副会長は、会長を補佐し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 3 会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 28 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 29 条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(相談役及び顧問)

第 30 条 この法人に、任意の機関として、相談役及び顧問を置くことができる。その定数は、各 3 名以内とする。

2 相談役は役員経験者とし、顧問は学識経験者とする。

3 相談役及び顧問は次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

4 相談役及び顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

5 相談役及び顧問の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

6 相談役及び顧問の報酬は、無償とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会への報告の省略)

第 36 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 91 条第 2 項の規定による報告を除く。)を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第 38 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、別に定める理事会運営規則による。

第 7 章 支部

(支部)

第 39 条 この法人に、支部を置くことができる。

2 支部の名称は、熊本県保健所条例(昭和 39 年条例第 46 条)により定められた保健所の名称に準拠する。ただし、熊本市管内は熊本支部と称する。

3 支部の区域は、熊本県保健所条例により定められた保健所の管轄区域とする。ただし、熊本支部は熊本市管内をその区域とする。

4 支部は正会員のうち、前項に定める区域に事業所を置く者で構成する。ただし、熊本県外に事業所を置く正会員については熊本支部に属するものとする。

5 支部は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 公益目的事業の推進に関すること。
- (2) 支部会員の連携に関すること。

- (3)連絡事項の周知に関すること。
- (4)支部会員の親睦に関すること。
- 6 支部の運営に関する細則は、理事会において定める。

第8章 常務会、常任委員会、専門委員会、支部長連絡会議及び法定検査会

(常務会)

- 第40条 この法人に、常務会を置くことができる。
- 2 常務会は、理事7名以内で構成する。
 - 3 常務会は次に掲げる事項を行う。
 - (1)理事会の審議事項の検討等の準備に関すること。
 - (2)常任委員会、専門委員会、支部長連絡会議及び法定検査会での検討内容の事前確認に関すること。
 - (3)特別委員会の設置に関し、理事会に参考意見を提出すること。
 - (4)理事会の決議を要しない事項の運用に関すること。
 - 4 常務会の委員は、理事会で選任及び解任する。
 - 5 常務会の議事の運営の細則は、理事会において定める。

(常任委員会)

- 第41条 この法人に、総務常任委員会及び事業技術常任委員会(以下「常任委員会」という。)を置くことができる。
- 2 常任委員会は、それぞれ理事10名以内で構成する。
 - 3 常任委員会のうち、総務常任委員会は次に掲げる事項を行う。
 - (1)この法人の業務運営の年間計画案を策定し、理事会に提出すること。
 - (2)この法人の諸規程案を策定し、理事会に提出すること。
 - (3)広報及び啓発宣伝活動の計画案を策定し、理事会に提出すること。
 - 4 常任委員会のうち、事業技術常任委員会は次に掲げる事項を行う。
 - (1)浄化槽に関する技術指導及び研修の計画案を策定し、理事会に提出すること。
 - (2)浄化槽に関する苦情及び相談に対する取りまとめを行うこと。
 - (3)浄化槽の機能保証制度の運用に関して理事会に参考意見を提出すること。
 - 5 常任委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。
 - 6 常任委員会の議事の運営の細則は、理事会において定める。

(専門委員会)

- 第42条 この法人に、製造専門委員会、施工専門委員会及び維持管理専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置くことができる。
- 2 専門委員会は、それぞれ理事及び正会員を併せた20名以内で構成する。
 - 3 専門委員会のうち、製造専門委員会は次に掲げる事項を行う。
 - (1)浄化槽の製造及び販売に関する業務の適正を確保するために必要な体制の運用及び改善について、理事会に参考意見を提出すること。
 - (2)浄化槽の製造及び販売に関し、理事会から諮問を受けた事項について答申を行うこと。
 - 4 専門委員会のうち、施工専門委員会は次に掲げる事項を行う。
 - (1)浄化槽の施工に関する業務の適正を確保するために必要な体制の運用及び改善について、理事会に参考意見を提出すること。

- (2)浄化槽の施工に関し、理事会から諮問を受けた事項について答申を行うこと。
- 5 専門委員会のうち、維持管理専門委員会は次に掲げる事項を行う。
 - (1)浄化槽の清掃及び保守点検に関する業務の適正を確保するために必要な体制の運用及び改善について、理事会に参考意見を提出すること。
 - (2)浄化槽の清掃及び保守点検に関し、理事会から諮問を受けた事項について答申を行うこと。
 - 6 専門委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。
 - 7 専門委員会の議事の運営の細則は、理事会において定める。

(支部長連絡会議)

- 第43条 この法人に、支部長連絡会議を置くことができる。
- 2 支部長連絡会議は、理事及び支部長を併せた15名以内で構成する。
 - 3 支部長連絡会議は、次に掲げる事項を行う。
 - (1)支部の運営について、理事会に参考意見を提出すること。
 - (2)この法人の社員総会及び理事会の決定事項の周知に関すること。
 - 4 支部長連絡会議の委員は、理事会において選任及び解任する。
 - 5 支部長連絡会議の議事の運営の細則は、理事会において定める。

(法定検査会)

- 第44条 この法人に、法定検査会を置くことができる。
- 2 法定検査会は、理事及び特別会員を併せた10名以内で構成する。ただし、過半数は特別会員をもってあてる。
 - 3 法定検査会は、次に掲げる事項を行う。
 - (1)浄化槽法(昭和58年法律第43号)第7条及び第11条に規定する浄化槽の水質に関する検査(以下「法定検査」という。)の公平性及び正確性を確保するために必要な体制の運用及び改善について、理事会に参考意見を提出すること。
 - (2)法定検査に関し、理事会から諮問を受けた事項について答申を行うこと。
 - 4 法定検査会の委員は、理事会において選任及び解任する。
 - 5 法定検査会の議事の運営の細則は、理事会において定める。

第9章 資産及び会計

(基本財産)

- 第45条 別表の財産は、公益目的事業の用に供するために保有する財産であり、この法人の基本財産とする。
- 2 前項の財産は、社員総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

- 第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第47条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の

承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 49 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(会計原則)

- 第 49 条の 2 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。
- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会において定める会計処理規程による。
 - 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に当てるために保有する資金の取扱いについては、理事会において別に定める。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 50 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 51 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 52 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 12 章 事務局

(設置等)

第 55 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 56 条 事務局には、常に次に掲げる書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 認定、許可、認可及び登記に関する書類
 - (5) 定款に定める機関(社員総会及び理事会)の議事に関する書類
 - (6) 財産目録
 - (7) 役員等の報酬規程
 - (8) 事業計画書及び収支予算書
 - (9) 事業報告書及び収支計算書
 - (10) 監査報告書
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の書類の閲覧等については、法令の定めによるほか、第 57 条第 2 項に定める情報公開規程によるものとする。

第 13 章 補則

(情報公開)

第 57 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議を経て定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 58 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議を経て定める個人情報保護管理規程等による。

(委任)

第 59 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は横山英生とする。

3 この法人の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 青木義樹

理事 内田幸一郎

理事 内野静子

理事 大山明

理事 篠崎武

理事 島田好久

理事 武田正巳

理事 田中栄一

理事 塚本頼光

理事 連川仁視

理事 富岡庸一郎

理事 内藤雄二

理事 西村健一

理事 野田義治

理事 福島光悦

理事 松岡修

理事 村本征秀

理事 森田和博

理事 横山英生

理事 渡邊祐二

監事 岡村謙一

監事 成瀬徳晃

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の

認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第46条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

5 この定款の変更は、平成24年3月29日から施行する。

別表 基本財産(第45条関係)

財産種別	場所・物量等
土地	1871.21 m ² 熊本県上益城郡嘉島町大字上仲間 227 番地 86
建物	994.56 m ² 熊本県上益城郡嘉島町大字上仲間 227 番地 86 鉄骨造 一部2階建